

理 事 会 議 事 録

期 日 令和3年2月5日（金）

会 場 マリンパレスかごしま（4階カトレア）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(指宿市長)

豊 和 根 男 

副理事長

(長島町長)

川 添 健 

理 事

(奄美市長)

朝 山 毅 

印

理事会議事録

1. 開催日時

令和3年2月5日 午後1時30分～3時20分

2. 開催場所

マリnpレスかごしま（4階カトレア）

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：7人

豊留 理事長（指宿市長）
川添 副理事長（長島町長）
西平 副理事長（阿久根市長）※書面にて出席
本坊 理事（南さつま市長）
朝山 理事（奄美市長）
森田 理事（南大隅町長）
久木田 常務理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：4人

荒木 理事（屋久島町長）
伊集院 理事（大和村長）
伊地知 理事（和泊町長）
池田 理事（県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：豊留 理事長（指宿市長）

○議事録署名者：豊留 理事長（指宿市長）、川添 副理事長（長島町長）、
朝山 理事（奄美市長）

4. 議事

【報告事項】

- 報告第1号 令和2年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について
〃 第2号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
〃 第3号 弾力条項（令和2年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
〃 第4号 特定個人情報等取扱規程の一部改正について
〃 第5号 処務規程の一部改正について
〃 第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

【議決事項】

- 役議案 第 1 号 柔道整復療養費審査委員会規程の制定について
〃 第 2 号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について
〃 第 3 号 柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について
〃 第 4 号 診療報酬審査支払規則の一部改正について
〃 第 5 号 乳幼児医療給付事業審査支払規則の一部改正について
〃 第 6 号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について
〃 第 7 号 後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について
〃 第 8 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会中期経営計画の改訂について
〃 第 9 号 通常総会の開催について
- 議 案 第 1 号 手数料規程の一部改正について
〃 第 2 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について
〃 第 3 号 令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（5 回）について
〃 第 4 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3 回）について
〃 第 5 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 6 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計予算補正（2 回）について
〃 第 7 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
〃 第 8 号 財産の処分（令和 2 年度）について
〃 第 9 号 令和 3 年度事業計画（案）について
〃 第 10 号 一時借入金について
〃 第 11 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算について
〃 第 12 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
〃 第 13 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
〃 第 14 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
〃 第 15 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
〃 第 16 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
〃 第 17 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
〃 第 18 号 財産の処分（令和 3 年度）について
〃 第 19 号 役員の補欠選出について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

事務局から、理事 11 人中、7 人出席（書面出席含む）されているため、定数の

半分以上が出席していることを報告し、理事会の成立・開会を宣言した。

(2) 主催者あいさつ

【豊留理事長】

皆さんこんにちは。理事長の豊留でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席くださいます心から感謝申し上げます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御支援・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先ほども検温チェックやアルコール消毒など受けてこの会場に入りましたけれども、新型コロナウイルス感染症については、対策本部や相談窓口の業務など、それぞれの部署の方々が御苦勞をなさり、万全の対策を図っていただいていることについてお礼申し上げなければならないと思っております。住民の安心・安全を守るため、行政の方々、医療従事者の方々にも併せてお礼を申し上げます次第でございます。

さて、昨年の「骨太の方針 2020」では、「新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて」として、「新たな日常の実現」について、その構築の原動力となるデジタル化への集中投資等が掲げられており、オンライン資格確認のシステムやマイナンバー制度等のインフラを活用し、デジタル化を通じた強靱な社会保障制度の構築に向けた取組が進められようとしています。

また、本会の基幹業務である審査支払業務に関しても AI や ICT を活用した改革が求められているなど、国民健康保険制度や本会を取り巻く環境も大きく変化してまいります。

一方、県内では、県・市町村、本会を含む国保運営連絡会議や作業部会において、令和3年度の鹿児島県国民健康保険運営方針改定に向け、保険料（税）の目標収納率、重症化予防等の医療費適正化の取組、保険料水準の統一等、様々な課題について協議がなされてきたところです。

本会としましても、これら国や県の動向に適切に対応し、国保制度が円滑に遂行されますよう医療費適正化や保健事業の充実など、保険者のニーズに沿った支援に努めることにより、責務を果たしてまいります。

さて、本会におきましては、令和3年度から5年度の事業に係る具体的な方針を定めるために、各保険者の国保主管課長等で構成された業務研究委員会の御意見もいただきながら「経営計画」の案を作成したところです。

10年後、本会が情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業

務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援する組織となれるよう、3年間の目標を掲げ、取組を進めてまいります。

本日の理事会は、専決処分された報告事項、規定等の改正、令和2年度予算補正、令和3年度事業計画案並びに予算案等についてでございます。盛りだくさんの内容ではございますけれども、どうぞ御審議の程よろしくお願い申し上げます。

(3) 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事から次の項目について説明

- I 国保トップセミナーについて
- II 国保制度改善強化全国大会について
- III 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- IV 審査支払機関改革について
- V 令和3年度の新規事業（案）
- VI 会計検査院の实地検査による指摘に基づく対応について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により、豊留理事長が議長に選出された。

(5) 議事録署名者氏名

規約第35条の規定により、朝山奄美市長及び川添長島町長が、議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（豊留理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。本日の附議事項は、来る2月25日開催を予定しております通常総会に提案いたします令和3年度予算案及び理事会議決事項などでございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る1月29日に開催され

ました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、審議いただいておりますことを申し添えておきます。

また、本日は理事会議案書により御審議いただきますが、今回より理事会の附議事項説明資料を見直しております。議案の令和２年度各会計歳入歳出予算補正と、令和３年度各会計歳入歳出予算については、一部Ａ３版の「総括表」に基づき御説明申し上げ、御協議いただく方法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、奄美市長の朝山理事さん、長島町長の川添理事さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが専決処分がなされた予算補正・弾力条項の適用・規程等の改正でありますので、報告第１号から第６号の６件を一括して審議することにしたと思いますが、差しつかえございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、報告第１号「令和２年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）について」から報告第６号「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第１号～６号（一括審議）

（報告第１号 令和２年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）について）

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

Ａ４版の理事会資料をご用意ください。１ページをお開きください。

報告第１号は「令和２年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）について」でございます。国民健康保険法第８６条において準用する同法第２５条第２項の規定に基づき専決処分させていただきましたので報告するも

のでございます。

3 ページをお開きください。

専決理由でございますが「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業」等における慰労金及び支援金の申請受付及び支払に関する事務を県から受託したことから、所要の補正をしたものでございます。

5 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 217 億 3,701 万 1 千円でございます。歳入で県から受け入れ、歳出で医療機関等への交付金と運用経費を支出するものでございます。

(報告第 2 号 弾力条項 (令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計) の適用について)

事務局 (坪内審査第一課長兼審査第二課長) :

9 ページをお開きください。

報告第 2 号は「弾力条項の適用について」でございます。

令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算に、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 47 条の 2 第 1 号の規定に基づき弾力条項を適用させていただきましたので、報告するものでございます。

11 ページをお開きください。

専決理由でございますが、診療報酬審査支払特別会計において、医療給付費等の返還金に伴う保険者間調整に係る請求額の増により、受入金並びに支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

13 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 1,383 万円でございます。

14 ページをお開きください。

歳入で保険者から受け入れ、歳出で振替先保険者へ支出するものでございます。

(報告第 3 号 弾力条項 (令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計) の適用について)

事務局 (坪内審査第一課長兼審査第二課長) :

17 ページをお開きください。

報告第 3 号は第 2 号と同様に弾力条項を適用させていただきましたので、

報告するものでございます。

19 ページをお開きください。

専決理由は第2号と同様でございます。

21 ページをお開きください。

予算補正額は歳入歳出ともに 897 万 5 千円でございます。

22 ページをお開きください。

第2号と同様に歳入で受け入れ、歳出で振替先保険者へ支出するものでございます。

(報告第4号 特定個人情報等取扱規程の一部改正について)

事務局（大村保険者支援課長）：

25 ページをお開きください。

報告第4号は「特定個人情報等取扱規程の一部改正について」専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

27 ページをお開きください。

専決理由でございますが、オンライン資格確認の開始に伴い医療保険者等向け中間サーバ等に係る個人番号利用事務を市町村から受託することから、所要の改正をさせていただいたものでございます。

30 ページをお開きください。

内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前、左が改正後でございます。アンダーラインが変更した箇所でございます。第4条第1項第6号中「個人番号利用事務」の次に「市町村、」を加え、31 ページでございます。第5条の表、下から2つ目の部分「等（被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番）」を加え、32 ページをお開き下さい。第16条第3項にアンダーラインのただし書きを加えたものでございます。

附則、この規程は令和2年8月26日から施行したものでございます。

(報告第5号 処務規程の一部改正について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

33 ページをお開きください。

報告第5号は「処務規程の一部改正について」専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

35 ページをお開きください。

専決理由でございますが、職員等の労働時間、休暇取得の状況等を把握し適切に管理することから勤怠管理システムを導入し運用していくため、所要の改正をさせていただいたものでございます。

38 ページをお開きください。

内容でございますが、勤怠管理システムを導入しましたので出勤・退勤の際にＩＣカードで打刻し、出退勤の取扱い、休暇・時間外等の申請をシステムで管理運用していくため出勤簿押印等の見直しを行ったことに伴い、アンダーライン部分を改めたものでございます。

附則、この規程は令和３年１月１日から施行するものでございます。

(報告第６号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について)
事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

39 ページでございます。

報告第６号は「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」専決処分させていただきましたので報告するものでございます。

41 ページをお開きください。

専決理由でございますが、職員の労働時間等を適切に管理することなどから勤怠管理システムを導入し運用していくこと、及び１週間当たりの勤務時間等を県・市町村の規定と同様に見直しを行うため、所要の改正をさせていただいたものでございます。

45 ページをお開きください。

内容でございますが、勤怠管理システムの導入に当たり実態と規定に不整合な部分があり、休息时间・休憩時間の規定を見直しそれに伴いまして労働時間を実態に沿って改めたものでございます。実際の勤務時間に変更はございません。その他一部文言の見直しなど整理しアンダーライン部分を改めたものでございます。

附則、この規則は令和３年１月１日から施行するものでございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第１号から報告第６号はいずれも原案どおり決定する

ことといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第1号から役議案第7号までは規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第1号「柔道整復療養費審査委員会規程の制定について」から役議案第7号「後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について」までの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第1号～7号（一括審議）

（役議案第1号 柔道整復療養費審査委員会規程の制定について）

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

49 ページをお開きください。

役議案第1号は「柔道整復療養費審査委員会規程の制定について」でございます。

提案理由でございますが、これまで全国健康保険協会鹿児島支部が設置する柔道整復療養費審査委員会を合同で運営していましたが、令和3年度から本会に審査委員会を設置することに伴い、新たに規程を制定しようとするものでございます。

51 ページをお開きください。

内容でございますが、第1条の趣旨から第9条のその他までの審査委員会に関することを審査委員会を設置するために制定するものでございます。

附則、この規程は令和3年4月1日から施行するものでございます。

（役議案第2号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について）

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

53 ページをご覧ください。

役議案第2号は「役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが第1号と同様でございます。

内容でございますが、第1条中に「柔道整復療養費審査委員会委員」を加え、57 ページの別表第1中に審査委員会委員の報酬を加えたものでございます。

附則、この規程は令和3年4月1日から施行するものでございます。

(役議案第 3 号 柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について)

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

59 ページをお開きください。

役議案第 3 号は「柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが第 1 号と同様でございます。

62 ページをお開きください。

内容でございますが、第 7 条中の「鹿児島県柔道整復師施術療養費審査委員会」を「鹿児島県国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会」になどアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(役議案第 4 号 診療報酬審査支払規則の一部改正について)

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

63 ページをご覧ください。

役議案第 4 号は「診療報酬審査支払規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、押印を求める手続きについて厚生労働省関係省令の一部が改正されたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

66 ページをお開きください。

内容でございますが、押印について記載されている第 3 項を削除しアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は令和 3 年 2 月 5 日から施行し、令和 3 年 1 月審査から適用するものでございます。

(役議案第 5 号 乳幼児医療給付事業審査支払規則の一部改正について)

事務局（坪内審査第一課長兼審査第二課長）：

67 ページをご覧ください。

役議案第 5 号は「乳幼児医療給付事業審査支払規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和 3 年 4 月から乳幼児医療給付事業の対象が非課税世帯の未就学児から高校生までに拡充されることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

70 ページをお開きください。

内容でございますが、題名を改め第 1 条から第 12 条までの「乳幼児給付

医療費」を「子ども医療給付費」になどアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は令和３年４月１日から施行するものでございます。

(役議案第６号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について)

事務局（大村保険者支援課長）：

73 ページをお開きください。

役議案第６号は「保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和３年度から開始する重複服薬者等対策事業を追加するとともに、その他現在のシステムにより作成している資料の表現に合わせて文言の整理等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

77 ページをお開きください。

内容でございますが、目次をアンダーラインのとおり改め「第７条」、「第８条」の様式番号を削り、79 ページをお開きください。27 号ジェネリック医薬品利用差額通知、28 号重複服薬者等対策事業に係る資料を加えるものでございます。

第９条から第１１条につきましては、第８条と記載内容が重なるため削除したものでございます。

附則、この規則は令和３年４月１日から施行するものでございます。

(役議案第７号 後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について)

事務局（大村保険者支援課長）：

81 ページをご覧ください。

役議案第７号は「後期高齢者医療事務電算処理業務規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、現在のシステムにより作成している資料の表現に合わせて文言の整理等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

84 ページをお開きください。

内容でございますが、第７条の様式番号を削り、13 号ジェネリック医薬品利用差額通知を加えるものでございます。

附則、この規則は令和３年４月１日から施行するものでございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第1号から役議案第7号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第8号「鹿児島県国民健康保険団体連合会中期経営計画の改訂について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（役議案第8号 鹿児島県国民健康保険団体連合会中期経営計画について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

85 ページをお開きください。

役議案第8号は「鹿児島県国民健康保険団体連合会中期経営計画の改訂について」でございます。

提案理由でございますが、平成30年に改訂した現経営計画が令和3年3月末で終了することから、令和3年度から5年度の事業に係る具体的な方針を定めるために、中期経営計画を改訂しようとするものでございます。

別冊の中期経営計画をご準備ください。表紙をおめくりいただきまして、中期経営計画の策定の趣旨でございますが、国民健康保険をはじめとする医療保険だけでなく社会保障制度を取り巻く情勢、環境の変化、国の政策や動向に適切に対応していくため、本会はこれから何をなすべきか、どのように変わっていくべきかを念頭に、長期的な取組が必要な課題、方向性を明らかにし、計画的な取組を進めるため、令和3～5年度の計画を策定するものです。今回の計画の検討にあたっては、連合会の現状と課題を踏まえ、10年後の連合会を見据え、3年間の目標を掲げ、具体的に取り組む事項を検討しており、従来の計画のものとは継続性があるものではなく新たに策定したものとなっております。

目次をご覧ください。

第1章で保険者・国保連合会を取り巻く情勢を、第2章で本会の10年後の目指す方向を、第3章で基本方針を、第4章で具体的な取組を、第5章で評価を記載しております。

8ページお開きください。

内容でございますが、第2章で本会の10年後の目指す方向では、(1)本会の現状と課題としまして、①保険者支援への取組に対する課題、②では審査支払機関としての課題、③ではシステムの安定的な運用に対する課題、④では本会の財政状況に対する課題、⑤本会の組織体制等に対する課題と課題を明確にし、12ページでございます、四角で囲ってあります10年後の将来像でございますが、「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者等業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を目指すことを掲げております。

この10年後の将来像を実現するため、当面の3年間においては、ここにお示しの4つの基本方針、(1)データ・ノウハウを活用した保険者支援等の充実、(2)業務の高度化・効率化の実現、(3)情勢の変化に対応した事業の実施・組織体制、(4)事業環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成を掲げております。

15ページから最後の35ページには3年間の目標を掲げて、その達成のため具体的な取組を掲載してございます。

この計画に基づきまして、保険者等の理解を得ながら、より一層の信頼のもと取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第8号は原案どおり決定することといたします。

次は、役議案第 9 号「通常総会の開催について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

(役議案第 9 号 通常総会の開催について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

A4 版理事会議案書にお戻りいただきまして、87 ページをお開きください。

役議案第 9 号は「通常総会の開催について」でございます。日時は、令和 3 年 2 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から、会場はマリnpレスかごしまマリnhallでございます。

報告事項は予算補正等の 3 件で、議決事項は規程の改正、令和 2 年度予算補正・令和 3 年度事業計画（案）及び予算関係など 19 件でございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 9 号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御協議をお願いします。

議案第 1 号「手数料規程の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 1 号 手数料規程の一部改正について)

事務局（成井審査管理課長）：

89 ページをお開きください。

議案第 1 号は「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、レセプト点検事務共同事業について、小規模保険者に交付される補助金を反映させた手数料単価の新設、乳幼児医療給付事

業の対象拡充に伴う名称の変更及び重複服薬者等対策事業の開始に伴う手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

92 ページをお開きください。

内容でございますが、レセプト点検事務共同事業手数料の単価を、小規模保険者と小規模保険者以外に分けて新設し、第 22 号を「子ども医療給付費審査支払手数料」に名称を改め、別表第 1 中の下段の 7 項に「重複服薬者等対策事業手数料」を加えるものでございます。

附則、この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月の点検、審査又は処理に係る手数料から適用するものでございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 1 号は原案どおり決定することといたします。

次の議案第 2 号から議案第 8 号までは令和 2 年度予算補正・財産の処分でありますので一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第 2 号「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について」から議案第 8 号「財産の処分（令和 2 年度）について」までの 7 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 2 号～8 号（一括審議）

（議案第 2 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

令和２年度予算補正につきましては、Ａ３横の令和２年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。Ａ３横、総括表の右上に３分の１ページと記載のあります総括表でございます。

議案第２号から議案第７号は令和２年度の各会計の予算補正についてでございます。議案第２号は一般会計でございます。

主旨でございますが、令和２年度の退職に伴う繰入金の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小等による保険者等からの負担など諸収入を減額するため。また、会議・研修会の開催経費や旅費、更に一般競争入札により安価となった国保かごしまの印刷経費の減少等により減額となる事業費及び予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立を行うため補正をしようとするもので、予算補正額は２３万円でございます。

（議案第３号 令和２年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（５回）について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第３号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料を本会計に繰入れるため。また、新型コロナウイルス感染症の影響による会議、研修会の開催経費や旅費等の審査委員会費の減、オンライン請求システムのクラウド化に伴う導入経費等の減、契約の精査や入札結果等により安価となった国保総合システムの運用経費等の審査支払管理費や予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立を行うため補正をしようとするもので、予算補正額は１,３７７万６千円の減額でございます。

（議案第４号 令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第４号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが議案第３号と同様でございます。予算補正額は２,９５０万８千円の増額でございます。

（議案第５号 令和２年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（２回）について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第 5 号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診率向上共同事業への参加保険者が当初見込の 17 保険者から 4 保険者へ大幅に減少したことに伴い、手数料収入と共に外部委託料及び研修会の中止等に伴う旅費を減額するため。また、保健師の新規採用がなかったこと等により減額する人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、各資産管理運用規程に基づき積立を行うため補正をしようとするもので、予算補正額は 5,641 万円の減額でございます。

(議案第 6 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

事務局 (鉾立総務課長兼会計課長) :

議案第 6 号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務の収納実績の伸びに伴い手数料を増額するとともに経費について諸支出金を増額するため。また、職員の勤務実績により減額する人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、各資産管理運用規程に基づき必要な積立を行うため補正をしようとするもので、予算補正額は 33 万 4 千円の増額でございます。

(議案第 7 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

事務局 (鉾立総務課長兼会計課長) :

議案第 7 号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、障害介護給付費等の受給者の増加に伴い不足が生じる国保中央会負担金を増額するため。また、職員の勤務実績により減額する人件費及び予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立を行うため補正をしようとするもので、予算補正額は 0 円でございます。

それぞれの予算補正の歳入・歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりでございます。今年度の予算補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う不用額となったものが多くあり欄外の右下に記載しておりますが、旅費・会議等の不用で約 900 万円の減額となっております。

(議案第 8 号 財産の処分 (令和 2 年度) について)

事務局 (鉾立総務課長兼会計課長) :

理事会議案にお戻りいただきまして、129 ページをお開きください。

議案第 8 号は財産の処分(令和 2 年度)について承認を求めるものでございます。積立の種類「退職給付引当資産」、「後期高齢者医療 減価償却引当資産」、「特定健康診査 減価償却引当資産」でお示しの処分額を備考欄にお示ししております理由で取り崩すものでございます。

【議長 (豊留理事長)】

ただいまの議案第 2 号から議案第 8 号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 2 号から議案第 8 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次は、令和 3 年度予算関係になります。

議案第 9 号から議案第 18 号まではそれぞれ関連がありますので一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので議案第 9 号「令和 3 年度事業計画 (案) について」から議案第 18 号「財産の処分 (令和 3 年度) について」までの 10 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 9 号～18 号 (一括審議)

(議案第 9 号 令和 3 年度事業計画 (案) について)

事務局 (川上事務局長) :

131 ページをお開きください。

議案第 9 号は、「令和 3 年度事業計画(案)について」でございます。

133 ページをお開きください。

この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた令和3年度の保険者等への支援や本会の組織の在り方等に対する方針を示しております。

本会は保険者により設立された団体であり、その共同体としての役割と責任を認識し、保険者支援に積極的に取り組み、保険者と共に事業状況の変化に随時対応することが求められている。診療報酬等の審査支払業務をはじめ各種事業の積極的な実施により、保険者機能がより一層発揮できるよう効率的かつ効果的な事業運営に貢献できることを目指し、以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

1つ目の丸、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、受診控えなどにより診療報酬審査支払手数料の減収等の影響もあったが、本県では限定的なものであったことから、3年度についても今年度並みの歳入を見込んでいる。また、会議や研修会の中止、事業の縮小などを余儀なくされた各種事業については、令和3年度もその影響が見込まれるが、新型コロナウイルス感染防止の観点から会議・研修会等については、基本的にテレビ会議を活用することとし、その他の事業についても対策等の配慮を行うとともに、そのことについての周知や広報など円滑な事業の推進に努める。

なお、国や県の行う臨時的な対策事業にも状況に応じて積極的に取り組むこととする。

2つ目の丸、本会をめぐる状況を十分に認識し、新たに策定した中期経営計画を基に、10年後の将来像を意識し「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を目指し、今後、保険者と共に計画的な事業実施となるよう取り組むこととする。

3つ目の丸、国が進めるデータヘルス改革においては、ビッグデータ活用への積極的取組が求められていることから、本会ではKDBシステム、新医療費分析システムにより健診、医療、介護等の情報を連結させたデータの有効活用により、保険者機能の強化支援に努める。

ページをおめくりいただきまして134ページ。

また、各保険者が主体的にデータ等を分析し、地域の健康課題等の把握、関係団体等との連携強化、効率的・効果的な政策の立案、展開する取組や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等に関する制度の横断的な取組に対してデータを活用した効果的な支援に積極的に取り組む。

4つ目の丸、平成29年に国保中央会と全国の国保連合会で策定した「国保審査業務充実・高度化計画」に基づき、コンピュータチェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むことといたします。

第2の重点事項からは主たるものだけを説明してまいります。

審査支払関係につきましては、①ICTを活用した効果的なコンピュータチェックの拡充や精緻化に重点的に取り組み、審査支払業務を更に充実・効率化するとともに全国共通のコンピュータチェックルールを設定し、審査基準の統一化を図ります。

保険者支援関係につきましては、①保険者が行う医療費適正化対策事業への支援として、これまで嘱託職員保健師3人体制で保健事業計画策定や効果的な保健指導の実施などに取り組んで参りましたが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、令和6年度までに全市町村が実施することとされており、今後、本会保健師の役割は増大することから、令和3年度は嘱託保健師からの入れ替わりもございますが、正職員保健師3人を採用し保健師体制の充実を図ることとしております。

135 ページをお開きください。②データヘルス計画等の策定及び評価等に活用できるよう、KDB システム等の操作、活用方法に関する説明や助言などのほか、保険者の保健指導実施者のスキルアップを目的とした研修会の開催、効率的・効果的な保健事業を展開するための第三者による評価委員会「保健事業支援・評価委員会」を活用した支援を行います。さらに、後期高齢者医療及び介護保険に関するデータ等も連携し、分析・活用ができるようにするなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援してまいります。

③服薬に対する正しい知識の理解と行動変容を促すことを目的に、新たに「重複服薬者等対策事業」を実施いたします。

136 ページをお開きください。

⑨介護給付適正化実践マニュアルを作成し、医療圏域別、市町村規模別などからモデル保険者を選定して帳票を点検いたします。また、ケアプラン点検の実現性について、先進県の情報収集を行い検証してまいります。

次の⑩でございますが、机上に配布してございますA4版1枚ものの資料「令和3年度事業計画（案）の一部差し換え」をご覧いただきたいと存じます。昨日開催されました市町村の国保主管課長さんと県、本会で構成する県主催の「国保運営連絡会議」で内容が変更となったものでございます。まず、変更前についてでございますが、県において市町村の意向等を踏まえながら進めておりました「市町村事務処理標準システム」の県クラウド、これは、自治体の国保業務に特化した標準システムであり、厚生労働省が導入に係る経費の補助を期限付きでつけて推進しているものでございますが、その県単位のクラウドによる導入について、本会は県からの委託を受けた場合に

は、導入に係る運営主体として複数の市町村で共同利用するクラウド環境を構築し導入するとしておりました。昨今の状況について少しご説明申し上げます。昨年12月に閣議決定したデジタルガバメント実行計画においては、自治体の国保を含む17業務について、システムの標準化の議論がなされている状況でございます。また、デジタル・トランスフォーメーション推進計画においても、仮称でございますがガバメント・クラウドの計画が示され、標準準拠システムはこのクラウドを活用することが前提となっております。これらを踏まえまして、昨日の会議では仮に市町村事務処理標準システムの県クラウドを構築した後、ガバメント・クラウドに移行することは二重投資に繋がることになることを踏まえまして、変更後の2行目の後半、現時点で方向性を決定することは難しいとし、これまでのシステム導入に係る検討部会等の決定事項は一度白紙に戻すとされたところでございます。ただし、今後の方向性を決定するまでの間「県単位でのクラウドとして推進し、クラウドの運営主体は国保連合会とする」ことにつきましては、引き続きの承認とされましたので、本会としましては情報収集に努め円滑なクラウド化を推進してまいります。

理事会議案の136ページにお戻りいただきまして、その他事業でございますが、①保険者協議会においては、新たな事業の検討や各医療保険者間の連携・情報共有に努めるとともに、委員会等や特定保健指導等の担当者のスキルアップのための研修会の開催や、県内医療保険者の医療費・特定健診データの分析を行い、各市町村の地域的傾向を可視化しホームページ等に掲載いたします。また、特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした広報事業を新たに実施することにより、健診の受診促進を図ります。

第3実施事業、1会務の運営につきましては、（1）本会の運営に関する事項から（3）業務継続計画（BCP）までを行ってまいります。

137ページをお開きください。

2一般事業（1）の業務推進に関する事項につきましては、ア．職員能力向上研修及び職員派遣等による人材育成、イ．健全な財政運営を行ってまいります。

（2）育成指導に関する事項につきましては、国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの「各種研修会の実施」から「カ．国保運営協議会会長等研修会の開催」までを行ってまいります。

（3）広報活動に関する事項につきましては、ページをおめくりいただきまして138ページ、アからエの事業の推進を図ることとします。

（4）事業振興に関する事項につきましては、医療保険制度等に係る財政

の安定化のために関係団体と連携を図り、アでは市町村長による国保制度改善強化全国大会の参加及び国・地元選出国會議員へ要請活動を行います。

3 診療報酬審査支払事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払いを行ってまいります。そのため、139 ページの（１）審査の充実強化及び査定率の向上から、141 ページ（８）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事業までを行ってまいります。

4 介護保険事業につきましては、（１）介護給付費等の審査支払業務の推進から 142 ページの（５）までを行ってまいります。

5 障害者総合支援事業につきましては、（１）障害介護給付費の審査支払業務等の運用と 143 ページ（２）市町村等への支援を行ってまいります。

6 保険者事務共同事業による保険者支援につきましては、（１）保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を一元的に共同で処理し経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し医療費適正化及び保健事業に活用し保険者支援に繋げるため様々な取組を進めてまいります。特に、イ．国保情報集約システムの運用によるオンライン資格確認に伴う医療保険者等向け中間サーバへの資格情報の連携では、来月からマイナンバーカードを被保険証として利用できる仕組みがスタートいたしますので、円滑に進めてまいります。ページをおめくりいただきまして 144 ページのシ．４月から非課税世帯の高校生まで拡充される子ども医療給付事業にも対応してまいります。

（２）第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故、食中毒等の求償について、保険者事務の支援に努めてまいります。

次の 145 ページの（３）広報共同事業に関する事項につきましては、広報委員会委員の皆様にご意見をいただきながら広報活動の充実を図って参りますが、テレビ広報番組につきましては、現在の放送日時、土曜日の 2 時前から変更することとし現在調整中でございます。

7 保健事業のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症予防及び重症化予防や介護予防の推進など、市町村の健康づくりを支援するため

（１）医療費適正化に資するための支援につきましては、イ．生活習慣病対策支援事業では、ブロック別研修会や個別に訪問しての支援、ページをおめくりいただきまして 146 ページ、カでは、高齢者の保健事業・介護予防セミナーを開催し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、国保・後期高齢者医療・介護保険等担当者が相互に課題等の理解を深め、連携を図りながら KDB システム等のデータ分析からみえる重症化・介護

予防等の保健事業等を展開できるよう支援を行って参ります。

次の 147 ページの（２）保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援におきましては、ウ．特定健診受診率向上共同事業においては、人間の行動経済学の理論に基づき、対象者の特性に応じた受診勧奨と事業の結果を検証してまいります。

ページをおめくりいただきまして 148 ページでございます。

９適正な予算編成及び執行につきましては、２行目の中ほどから、財政運営を明確化した上で更なる運営コストの削減に努めてまいります。

次に 149 ページをご覧ください。

令和３年度の予算額一覧でございます。一般会計と６つの特別会計、18 の勘定からなっており、今年度の当初予算との比較をお示ししております。令和３年度予算額の合計は 6,705 億 3,030 万 2 千円で、当初予算の対前年度比は 100.63%でございます。

（議案第 10 号 一時借入金について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

151 ページをお開きください。

議案第 10 号は一時借入金についてでございます。令和３年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借入れは診療報酬等の融資資金で借入限度額は 20 億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還でございます。

（議案第 11 号 令和３年度一般会計歳入歳出予算について）

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

令和３年度歳入歳出予算につきましては、A3 版横の総括表で説明させていただきます。

A3 横の右上に 3 分の 2 ページと記載の令和３年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。議案第 11 号から議案第 17 号まで令和３年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第 11 号は一般会計で本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和３年度の予算額は 3 億 1,841 万 4 千円で、前年度と比較しまして 1,779 万 5 千円の増額でございます。

(議案第 12 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第12号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。令和 3 年度予算額は11億2,026万6千円で、前年度と比較しまして4,799万1千円の増額でございます。

(議案第 13 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第13号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

令和 3 年度予算額は7億1,963万8千円で、前年度と比較しまして101万 5 千円の増額でございます。

(議案第 15 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第15号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

令和 3 年度予算額は1億4,434万6千円で、前年度と比較しまして348万 9 千円の減額でございます。

(議案第 16 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第16号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

令和 3 年度予算額は3億3,566万4千円で、前年度と比較しまして260万 7 千円の増額でございます。

(議案第 17 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

議案第17号は障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

令和３年度予算額は9,858万円で、前年度と比較しまして836万3千円の増額でございます。

業務勘定予算額合計27億3,690万8千円でございます。収入の主な増減理由欄には主な収入及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には主な支出及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

１枚おめくりいただきまして、３分の３ページでございます。

次の予算総括表は支払勘定でございます。議案第12号から第17号まで各種会計の支払勘定でございます。これらの会計は診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者又は公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、議案第14号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ同額を市町村等に交付するものでございます。

令和３年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましてはお示しのとおりでございます。

支払勘定（通過勘定）の予算額合計は6,677億9,339万4千円でございます。

１枚おめくりいただきまして、A４版の資料でございます。

これは令和３年度予算一般会計・特別会計業務勘定の概要で、先ほどの３分の２ページ業務勘定の総括でございます。一般会計とそれぞれの業務勘定は本会の事業を実施・運営していくためのもので、医療機関等へそのまま流れる経費等約６億円を除きますと、実質の運営予算は21億2,089万3千円となっており、人件費・システム関連費・国保中央会負担金・事業費等がでございます。

下の方には実質の運営予算の内訳を歳入・歳出、円グラフでお示ししております。歳入の財源としましては手数料・負担金が全体の約70％を占めております。歳出では人件費が34.8％を、システム関連費は15.7％を占めております。

また、お手元にA４版縦の右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしております。令和３年度収支予算書についてお示ししているものでございます。

各会計単式簿記での予算について説明をまいりましたが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での収支予算書をお配りしております。

す。また、最後のページには概略版をお示ししております。

(議案第 18 号 財産の処分(令和 3 年度)について)

事務局(鉾立総務課長兼会計課長)：

続きまして理事会議案にお戻りいただきまして 273 ページをお開きください。

議案第 18 号は財産の処分(令和 3 年度)について承認を求めるものでございます。積立の種類「一般会計積立資産」、「退職給付引当資産」はお示しの処分額を、定期預金で運用した利息を一般会計へ繰入れるため取り崩すものでございます。

3 段目の「国民健康保険」から「障害者総合支援法」の各財政調整基金積立資産の処分につきましては、各積立資産の洗い替えのため積立額をそれぞれ全額取り崩すものでございます。

274 ページをお開きください。

「一般会計減価償却引当資産」から「障害者総合支援法減価償却引当資産」までの各減価償却引当資産は、備考欄にお示しの固定資産取得に係る経費に充てるため取り崩すもので 6 段目の「特定健診 ICT 積立資産」から「障害者総合支援法 ICT 積立資産」までは各積立資産の洗い替えのため積立額をそれぞれ全額取り崩すものでございます。

【議長(豊留理事長)】

ただいまの議案第 9 号から議案第 18 号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですのでいずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(挙 手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 9 号から議案第 18 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 19 号「役員の補欠選出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

(議案第 19 号 役員の補欠選出について)

事務局（鉾立総務課長兼会計課長）：

275 ページでございます。

議案第 19 号は役員の補欠選出についてでございます。連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第 25 条第 2 項の規定により選任をお願いするものでございます。

選任する役員・人員につきましては理事お一人でございます。理事の選任でございますが、市長会から推薦をいただいております。役職名・氏名につきましては、伊佐市の橋本欣也（はしもと きんや）市長さんでございます。

任期は令和 3 年第 1 回通常総会終結のときから令和 3 年第 2 回通常総会終結のときまででございます。

【議長（豊留理事長）】

ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 挙 手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 19 号は原案どおり決定することといたします。

以上で本日予定されました理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

(情報交換)

コロナウイルス関連・国保トップセミナー・子ども医療費助成事業等について意見交換

【議長（豊留理事長）】

以上を持ちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(7) 閉会のあいさつ

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

また、提案しました役議案・議案について全て御承認いただきましたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

本日、御承認いただいた議案 19 件につきましては、2 月 25 日の通常総会に上程させていただきます。

私どもといたしましては、令和 3 年度の事業計画（案）及び中期経営計画に基づきまして、役職員一体となって事業を進めてまいる所存でございますので、今後とも理事の皆様方の御理解・御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後 3 時 20 分